

若桜町監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年6月2日

若桜町監査委員 谷口秀昭

同 山本安雄

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和元年5月26日(火)
- 2 実施場所 役場3階 議員控室
- 3 監査の方法と範囲 税務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 令和元年度分町税の賦課徴収状況(4月末現在)について
 - 町税の債権管理について
 - 固定資産台帳・公図等の整備について
 - 納税組合について
 - 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方への徴収猶予の特例制度について
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 債権管理は、法令を遵守して適正に行われているか。
 - (2) 固定資産台帳・公図等は確実に整備され、内容は適正か。
 - (3) 納税組合は、合理的かつ効率的に機能しているか。
 - (4) 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方などへの特例制度について、納税者に適切に周知し、対応されているか。
- 5 監査の結果
 - (1) 上記(1)(2)(4)については、特に指摘事項なし。法令等に則り、税負担の公平性の確保や確実な収納に努められている。

(2) 上記(3)について、納税組合は税収を確保し円滑な町政を運営していくうえで貢献してきた組織であり、高い徴収率を堅持されてきたことも大いに評価するものである。しかし、今年度実施された「納税組合についてのアンケート実施についての分析結果」の「活動状況」からみても、時代の変遷とともに納税組合の現状やあり方にも変化がみられることが伺える。今後の納税組合のあり方について、即座に結論が出せるものではないことは理解できるが、将来を見据え、納税義務者の納税意欲向上のための新たな納付方法などと併せて継続して検討されたい。

以上